

磐田市立中学校における採点支援システム提供業務 プロポーザル実施要項

令和8年2月

磐田市学校教育課

目 次

1 案件名称.....	1
2 業務内容に関する事項	1
3 契約に関する事項	2
4 応募資格、必要な資格・許認可等.....	2
5 スケジュール	3
6 応募手続き等に関する事項	3
7 見積書の提出	4
8 評価の実施方法.....	4
9 契約方法	5
10 失格事項	6
11 その他留意事項	6
12 提案に要する費用、条件等	6
13 問合せ先・提出先	7

<別紙>

様式第 1 号参加申請書

様式第 2 号質疑書

様式第 3 号企画提案書

様式第 4 号参加辞退届

別表評価項目

採点支援システム提供業務 募集要項

1 案件名称

磐田市立中学校における採点支援システム提供業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

本業務は、定期考查等の採点及び返却をデジタル化することで、教員の校務負担（残業時間等）を大幅に削減し、併せて生徒へ迅速かつ詳細な成績分析結果をフィードバックすることを主目的とする。具体的には、従来の紙による採点・集計・転記作業を効率化し、採点ミスや基準のブレを抑えるとともに、データに基づいた事後指導を可能にするシステムを構築する。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つデジタル採点システムに関するノウハウや、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙「採点支援システム提供業務 仕様書」（以下、仕様書という。）に記載する要件を満たすシステムの構築、導入、運用、マニュアル作成、操作研修及びその他これに想定される業務。

(3) 事業規模（契約限度額）

金 1,793,000円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(5) 履行場所

磐田市内中学校10校

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

磐田市契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 支払い方法について

受注者と市の協議に基づき支払い方法を決定する。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加申請書の提出日（令和8年2月24日（火））現在において、次の要件をすべて満たすこと。また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成23年磐田市告示第55号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成25年磐田市告示第72号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和7年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成され

ている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) プライバシーマーク又はISMSと同等の認証を取得していること。

(7) 同システムについて静岡県内での受注実績があること。

5 スケジュール

・公募開始	8年2月13日
・参加申請関係書類の提出期限	8年2月24日（火）17時まで
・質問受付締切	8年2月24日（火）17時まで
・参加資格決定通知	8年2月27日（金）17時まで
・質問に対する回答	8年2月27日（金）
・辞退書の提出	8年3月4日（水）17時まで
・企画提案書の提出期限	8年3月6日（金）17時まで
・プレゼンテーション及びデモンストレーション	8年3月12日（木）
・選定結果通知	8年3月13日（金）
・契約締結	8年3月下旬頃
・事業開始	8年4月1日
以降単年度契約とする	

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	8年2月13日から8年2月24日 17時まで
イ 提出書類	
① 参加申請書（様式第1号）	
② 導入実績（県内、地方公共団体数・施設数）がわかる資料（自由様式）	
ウ 提出部数	1部
エ 提出場所	教育部学校教育課
オ 参加資格決定通知	8年2月27日に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間	8年2月13日から8年2月24日17時まで
イ 提出方法	別紙「質疑書」（様式第2号）に記載し、学校教育課まで電子メールにより提出すること。

ウ 回答 参加者全者に対して、8年2月27日に電子メールにより回答する。

(3) 辞退届の提出

参加申請書（様式第1号）を提出した後に、本業務への参加を辞退する場合は参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

ア 期 限 令和8年3月4日(水)17時まで（必着）

イ 提出方法 提出先へ郵送又は持参すること。

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書（様式第3号）等は、A4版縦型左綴じとし、書類にインデックスを添付する。

イ 企画提案書の必須記載項目及び順番は、以下のとおりとする。

- (ア) 会社概要(静岡県内における業務実績含む)
- (イ) 情報セキュリティについて
- (ウ) 基本的機能・操作性について
- (エ) 事業目的への適合性について
- (オ) 教員向け機能、生徒向け機能について
- (カ) 支援体制について
- (キ) 提案見積と積算根拠
- (ク) 提案のセールスポイント

ウ 受付期間 8年2月13日から8年3月6日 17時まで

エ 提出部数

- ① 正本1部 (社印及び代表者印を押印したもの)
- ② 副本5部 ※写しも可とする

オ 提出場所 教育部学校教育課へ持参または、郵送する。

カ 留意点

企画提案書は情報システムの専門家以外の者にも理解できるよう、日本語で十分にわかり易い記述とすること。

7 見積書の提出

(1) 受付期間 8年2月13日から8年3月6日 17時まで

(2) 提出書類

- ① 見積書（自由様式）
- ② 見積書内訳（自由様式）

8 評価の実施方法

(1) 評価項目

審査における評価項目は別表「評価項目」に示すとおりとする。

(2) 審査方法

① 書類審査（適正資格審査）

提出された企画提案書等について、あらかじめ定められた評価項目、配点に従って評価を実施する。

② 企画提案のプレゼンテーション（提案審査）

ア 開催日時・会場

開催日：令和8年3月12日（木）

会場や実施時間等は、別で通知する。

イ 方法

各企画提案者は、プレゼンテーション実施要領に沿ってプレゼンテーションを実施する。なお、詳細については別で通知する。

ウ 実施体制

参加人数は各社3名以内とする。

(3) 選定結果通知

選定結果は、参加申請書に記載された連絡先へ文書等により通知する。なお、通知は、令和8年3月16日（月）以降を予定している。

(4) 留意事項

① 審査の最低基準

優先交渉者を選定する際は以下の最低基準を満たす必要がある。

書類審査と提案審査の合計点が満点の6割以上の点数であること。なお、いずれの企画提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。また、評価経過等に関する問い合わせには応じない。

② プロポーザルの参加者が1者の場合

プロポーザルの参加者が1者となった場合も選定は実施する。ただし、この場合も、優先交渉者を選定する際は、上記①の最低基準を満たしている必要がある。

9 契約方法

- (1) 特定された優先交渉者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ協議を行い、協議が整った場合に、契約限度額の範囲内で、本市と随意契約により契約を締結することとする。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 企画提案書に記載の事項は、本市が提示する要件定義書及び別添資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と提案者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (3) 契約については、学校教育課と契約手続きをとることとする。
- (4) 本市の歳入歳出予算の額に減額または削除があったときは、契約を変更または解除できるものとする。

10 失格事項

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) ヒアリング及びプレゼンテーションに遅れた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者

11 その他留意事項

- (1) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等や評価基準及び評価内容については、情報公開の対象としない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (6) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 不明な点は、「13 問合せ先・提出先」まで問い合わせること。

12 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「磐田市情報公開条例（平成17年4月1日条例第25号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（磐田市情報公開条例に基づく公開を除く）。

- 才 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- 力 参加申請後に磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置又は磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けた者のプロポーザル参加は無効とする。

13 問合せ先・提出先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3-1

磐田市教育委員会 学校教育課 担当：松下

電話：0538-37-4921

メール：gakko@city.iwata.lg.jp